

平成30年度 さいたま市立木崎中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめを起こさないよう努める学校、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立木崎中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、生徒と生徒・生徒と教員の間に関感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見・早期対応のために、学校が一丸となって組織的・実効的な取組を行う。
- 4 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まずに、学校が一丸となって組織的な取組を行う。
- 5 いじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該情報を報告し、組織的に対応する。
- 6 いじめられている生徒を絶対に最後まで守り抜くとともに、いじめる生徒に対して、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
で指導する。
- 7 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけあい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないということが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、さわやか相談員、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、警察関係者、児童相談所関係者
※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、構成員以外の関係者を招集できる
- (3) 開催：ア 定例会（1、2学期終業式後開催）
イ 校内委員会（毎週月曜日開催）※生徒指導委員会と兼ねて開催
ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容：
【未然防止】
 - ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進する
【早期発見・事案対処】
 - ・いじめの早期発見のための相談や通報を受ける窓口となる
 - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う
 - ・いじめに係る情報があった時には情報の迅速な聞き取り、共有により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行う
 - ・いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】
 - ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実施を含む）

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する
- (2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、生徒会会計
※必要に応じて、構成員以外の生徒（学級委員等）を招集できる
- (3) 開催：年1回、いじめ防止強化月間に実施
臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容：ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う
イ 話し合いの結果を学校に提言する
ウ 提言した取組を推進する

V いじめの未然防止

1 道德教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德主任等道德教育の推進を主に担当する教員を中心に、全教員の協力体制を整える。
- 道德の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道德の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の機会をつくり、定着を図ることでいじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本入がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：全学年で1学期中に実施

5 メディアリテラシー教育を通して

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：年間1回以上
- 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して
 - 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
 - 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生2学期

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- 早期発見のポイント
 - ・生徒のささいな変化に気付くこと
 - ・気付いた情報を共有すること
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること
 - (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
 - (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
 - (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
 - (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
 - (5) 部活動：部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
 - (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回以上）※必要に応じて実施する
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。
面談した生徒について、記録を取り保存、学校全体で共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 校内委員会を毎週実施し、いじめの認知に努め、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間の実施

- (1) 年3回、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談だよりの発行
 - ② さわやか相談室の充実

5 地域からの情報収集

- (1) 主任児童委員・民生委員：「いじめ対策委員会」で情報交換を行い、内容に応じて生徒等からの情報収集、学年・学校全体での情報共有を行う。
- (2) 学校評議員：「学校評議員連絡会」で情報交換を行い、内容に応じて生徒等からの情報収集、学年・学校全体での情報共有を行う。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。学校の教職員が、いじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、速やかにいじめ対策委員会にて当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は…情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は…校長の指導の下、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 主幹教諭は…情報を集約し、校長や教頭に報告するとともに、指示を仰ぐ。
- 担任は…事実確認のため情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
校長・教頭に報告する。
- 学年担当は…担任と連携して事実確認のため情報収集を行う。
- 学年主任は…担当する学年の生徒の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長・教頭に報告する。
- 生徒指導主任は…生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は…問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
該当学年と特別支援コーディネーター・さわやか相談員・スクールカウンセラーとの連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは…
問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- 養護教諭は…生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 部活動の顧問は…該当学年へ報告するとともに、連携して事実確認のため情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
校長・教頭に報告する。
- さわやか相談員は…生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは…専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は…家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は…いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○ 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

○ 重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間15日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 「取組評価アンケート」の実施、結果の検証

2 校内研修

(1) 「わかる授業を進めること」

生徒一人ひとりの自己存在感を高められるような授業づくりや規律の徹底に努めることで、いじめの未然防止を図る。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- 生徒指導 : 生徒たちが安心・安全に生活できる学校づくりのために、全教職員への「生活のきまり」の周知徹底と共通意識の向上を図り、軸のぶれない指導を行う。
また、いじめ問題への認識を省み理解を深めるとともに、教師自身の不適切な言動や態度を自己評価する機会を設ける。
- 教育相談 : 問題の背景に障害が要因として考えられる場合に備え、障害のある生徒についての理解を深めるとともに、特別な配慮が必要な生徒への支援のための体制づくりを図る。

(3) 情報モラル研修

加速的に進む情報社会に対応するため、インターネット環境の実態や問題点、生徒たちへの影響や関わりについての理解を深め、対応力を養うとともに、教職員自身が正しいモラルを身につける。

(4) 特別支援教育、国際教育、人権教育に関する研修

発達障害や人種差別、性同一性障害や性的指向・性自認等の理解を深めるための研修を実施する。

17

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを機能させる。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期 : 7月・12月・3月とする。
- (2) いじめ対策委員会の開催時期 : 7月・12月 とする。
- (3) いじめの問題に関する校内研修の開催時期 ()
 - 6月上旬 : 学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
 - 7月20日(金) : 生徒指導に係る伝達研修
 - 8月21日(火) : 情報モラル、特別支援教育、国際教育、人権教育に関する研修